

中国四国厚生局麻薬取締部

麻薬取締官（平成 28 年度採用）

せんだん通信をご覧の皆さま初めまして。

私は、平成 28 年 5 月に厚生局に入局し、配属された麻薬取締部捜査課において日々先輩方に鍛えられながら指導を受け楽しく麻薬取締業務に従事しています。

今回は、麻薬取締部の業務内容について簡単に説明させていただきます。

私たち麻薬取締官は、通称「麻取（マトリ）」「麻薬Gメン」等とも呼ばれ、都道府県に所属する警察官とは異なり、厚生労働省に所属する特別司法警察職員です。

麻薬取締部の事務所は全国 12 か所に所在し、原則それぞれの管轄区域内で麻薬取締業務を行います。

私の所属する中国四国厚生局麻薬取締部では、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の中国 5 県を管轄しています。

麻薬取締部では主に以下 4 つの業務を軸として活動しています。

#### ① 不正薬物の捜査

私たち麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督の下、社会に出回っている不正な麻薬、覚醒剤、大麻、指定薬物（危険ドラッグ）等の薬物に関する犯罪に対して、司法警察員としての権限が与えられています。

この与えられた権限を活用して私たちは警察官と同じように薬物犯罪について捜索や逮捕、取調べ等といった捜査を行っています。

近年では、数年前に社会問題となっていた危険ドラッグは減少傾向にありますが、昨年から度々メディアに取り上げられているように大麻取締法違反事件が増加傾向にあります。



○畑で栽培されていた大麻

#### ② 正規薬物の監視・指導

麻薬や向精神薬などの医療用麻薬等は、その取り扱いの免許を受けた医師又は薬剤師等の管理の下、医療現場で有効に使われております。製薬会社などでは、医療機関に提供するため、医療用麻薬等の製造、供給を行っています。

これらの医薬品は、法律で厳しくその流通経路や現場での管理方法等について規定されています。

麻薬取締部では、これらの医薬品が横流しなど不正に流通し乱用されることを未然に防止するために、製薬会社などが医療用麻薬等の製造等を行う際に必要な様々な免許・許可・登録に関する許認可業務を行うとともに、製薬会社や病院、薬局へ直接赴いて、医療用麻薬等が法律に基づいて適正に管理されているかを確認する立入検査等を行っています。

#### ③ 薬物乱用防止の啓発活動

不正薬物は身近に存在し、知人に勧められる、興味本位でインターネットで買ってみるなど、誰もが簡単に入手し乱用できてしまう可能性があります。

そこで、麻薬取締部では、

○麻薬・覚醒剤乱用防止運動（街頭キャンペーン等）

○中学や高校、大学等の教育機関での講演活動

などを通じて、薬物乱用の恐さや乱用させないための啓発活動を行っています。

また、住民からの通報などを受けて、自生した大麻やけしの抜去を行うこともあります。



○啓発活動を行う、ダメ。ゼッタイ。君

#### ④ 薬物中毒者・再乱用防止対策

また、麻薬取締部では、薬物密売人や乱用者を逮捕する事がゴールではなく、乱用者が再び薬物に手を出さないように、更生して社会に復帰し、再び薬物に手を染めさせないことを目標として様々な対策を行っています。

具体的には、

○麻薬・覚醒剤相談電話による薬物相談や医療機関の紹介

○再乱用防止プログラムの実施を通して逮捕した乱用者やその家族への助言・指導等の活動を行っています。

以上のように麻薬取締部は、不正薬物の捜査だけではなく、正規薬物の監視や薬物乱用防止啓発等を通じて、総合的な薬物対策を実施しています。

最後に、「麻薬取締部」という名称をニュースなどで聞いた事はあっても、実際に何をやっているのかはよく分からないという人は多いと思いますが、この通信を読んで頂いた皆さんに麻薬取締部の活動内容について、少しでもご理解いただければ幸いです。